

標準信号発生器の出張校正仕様書

令和 7 年 9 月

秋田地方気象台

1 件 名

標準信号発生器の出張校正

2 目 的

本仕様書は、気象レーダーの点検及び調整に使用する標準信号発生器の精度を維持することを目的とする。

3 校正を実施する場所、対象の機器、対象の周波数及び校正証明書の送付先

別紙 1 のとおり。

4 作業内容

別紙 1 の各測定器について、以下の項目に関する校正を行うこと。校正に使用する測定器は公的校正機関にトレーサビリティが取れているものを使用すること。校正を実施した機関・年月日が記載されたシールを測定器に貼付すること。

(出力レベル)

別紙 1 に記載の範囲の校正。

(出力周波数)

出力レベル0dBm及びリファレンス出力における、別紙 1 に記載の範囲の校正。

5 履行期限

令和 8 年 3 月 1 9 日 (木)

6 提出書類

以下の書類を提出すること。提出書類は全てA4縦とし、電子媒体でも提出すること。

- ・ 校正証明書を 1 部提出すること。校正証明書は、公的校正機関にトレーサビリティが取れていることを示すものであること。
- ・ 気象庁の施設において作業を行う際は、作業の 3 日前までに作業責任者の所属、氏名、連絡先及び作業従事者の所属、氏名を記載した作業従事者名簿を提出すること。
- ・ 気象庁の施設において作業を行った際は、様式1の作業日報を当日提出すること。

7 指示事項

- ・ 受注後、校正の日程について発注者と調整すること。
- ・ 対象の測定器及び既設設備に損害を与えた場合は、受注者の責において速やかに修復又は弁償すること。
- ・ 作業に必要な工具、調整機器等は全て受注者で用意すること。
- ・ AC100Vコンセントは発注者のものを使用することができる。

別紙1 測定器を引き取る場所／校正を実施する場所、対象の機器、対象の周波数及び校正証明書の送付先

測定器を引き取る場所 ／校正を実施する場所	型番	S/N	対象の周波数	対象のレベル	校正証明書の送付先
〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎 秋田地方気象台	ローデ・シュワルツ SMB100A		10MHz 5365MHz	10dBm (リファレンス出力) -100dBmから+10dBmまでの 10dB毎の12レベル	測定器を引き取る場所

作 業 日 報

令和 年 月 日			曜 日		天 候						
契約件名		標準信号発生器の出張校正				会 社 名 等					
作業時間		～				作 業 責 任 者					
作業場所		作業人員		技術者 名		工 数		技術者 人時		進捗率 %	
				労務者 名				労務者 人時			
所 属		氏 名			所 属			氏 名			
作業内容											
打合せ事項											
材料等の搬入状況											
翌日の予定											

注 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とすること。

2 この様式は、適宜変更して差し支えない。この場合、できるだけ上記内容を記載すること。

3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合は、この日報の写をもって報告書に代えることができる。

4 全作業従事者の「所属・氏名」を記載すること。